■コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する 基本的な考え方と基本方針

株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要な課題であると考えております。今後も、取締役会、執行役員制度及び監査役制度をさらに充実させ、適時・適切かつ積極的に情報開示を行ってまいります。さらに、企業倫理と遵法意識に則った誠実な企業行動を実践することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。(基本的な考え方)

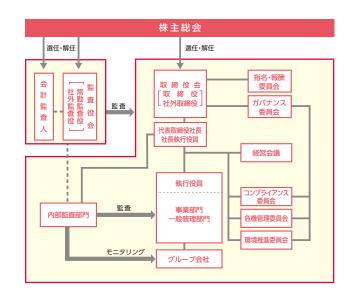
上記基本的な考え方のもと、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、各原則に対応して企業価値向上を図っていくことを基本方針としております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

- ■株主総会において株主様より選任された、当社業務 に精通した社内出身の取締役と社内出身とは異なる 職歴や経験、専門的知識等を有し経営陣から独立し た社外取締役により取締役会を構成しております。
- ■取締役会は、経営の意思決定及び業務執行の監督を 主な役割としております。また、取締役会は執行役員 の選任や社長執行役員をはじめとした役付執行役員 の選定をいたします。
- ■執行役員は、代表取締役の指揮監督のもと業務執行 を行います。
- ■社外取締役は、客観的な意見や助言により経営の効率 性、公正性の確保に重要な役割を果たしております。

また、取締役の選任や報酬に関する重要事項を検討する指名・報酬委員会や、コーポレート・ガバナンスのさらなる実効性向上を目的としたガバナンス委員会の議長として会議を主宰し、取締役会の機能の独立性・客観性や監督機能を強化しております。

■株主総会において株主様より選任された監査役が 取締役の職務執行の監査を行うとともに、会計監査 人が独立した立場より会計監査等を実施し、社会的 信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な 役割を果たしております。



東武鉄道のコーポレート・ガバナンスの状況は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(https://www.tobu.co.jp/ir/governance/)を参照してください。

■コンプライアンス/リスクマネジメント

コンプライアンス経営体制

東武鉄道では、遵法意識の一層の強化充実を図り、社会的信頼に応えるため、東武グループ全役員及び従業員等の行動原則となる「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、役員及び従業員等への日常行動の具体的な指針である「コンプライアンス・マニュアル」の配付や、教育研修の実施等により、コンプライアンス意識の向上、コンプライアンス経営の周知・徹底に努めています。

また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口である「東武鉄道コンプライアンス・ホットライン」の設置、公益通報者に対する不利益取り扱いの禁止等を定めた公益通報者保護規程の制定、コンプライアンス経営の推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」の設置等、コンプライアンス経営体制の構築とその適正な運用、推進に努めています。

グループ各社においても、通報・相談窓口の設置をはじめ としたコンプライアンス経営体制を構築、推進しています。

東武グループコンプライアンス基本方針

私たちは、一人ひとりが信頼される東武グループの 推進者として誠実かつ適切な行動を心がけます。

【お客様に対して】

私たちは、安全・安心を第一に考え、お客様のニーズに合わせた高品質なサービス・商品を提供しつづけることによって、お客様からの期待にこたえます。

【投資家に対して】

私たちは、適時・適切な情報開示による投資家の皆様からの信頼をベースに、経営環境の変化に対応した事業展開によって企業価値増大を目指し、誠実な企業行動を推進します。

【お取引先に対して】

私たちは、お取引先と相互に信頼を築くために、法令に基づき、公平・公正かつ透明な取引を行います。

【社会に対して】

私たちは、事業を通じて地域社会の魅力創造に努め、